

農林水産省農産局長 殿

住 所 :
商 号 又 は 名 称 :
代 表 者 氏 名 :

承 諾 及 び 誓 約 書

国産プラスチック原料用米使用者向けプラスチック原料用米穀（以下「プラスチック用米穀」という。）の買受資格者となるに当たって、プラスチック用米穀を買い受けた場合には、当該米穀をプラスチック原料として適正に使用するとともに、以下の承諾事項について承諾し、以下の誓約事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提出することについて同意します。

<承諾事項>

- 1 プラスチック用米穀の引渡しに当たり、当該米穀の保管場所における在姿による引渡しを承諾します。
- 2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。）の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、プラスチック用米穀の販売を行う受託事業体又は農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することを承諾します。
- 3 プラスチック用米穀を買い受けてから使用し終えるまでの当該米穀の移動を確認できる書類等を整備し、当該書類等を当該米穀の使用後 2 年間保存することを承諾します。
- 4 商号又は名称、代表者氏名及び住所並びに売買契約に基づく販売数量が公表されることを承諾します。
- 5 プラスチック用米穀の不適正流通の事実が確認された場合は、プラスチック用米穀の買受資格者の資格を取り消されるとともに、売買契約に基づく違約金を納付し、また、商号又は名称、代表者氏名、住所及び不適正流通の内容が公表されることを承諾します。

<誓約事項>

- 1 申請者（法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が米穀の流通に関する法令^{*1}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 2 申請者について、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 3 申請者について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 4 下記ア及びイにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

記

ア 契約の相手方として不適当な者

- （ア）法人等（個人又は法人をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （イ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （ア）暴力的な要求行為を行う者
- （イ）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （ウ）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （エ）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （オ）その他前各号に準ずる行為を行う者

^{*1} 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）及び飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。